

宮崎県北部広域行政事務組合職員定数条例

(昭和41年3月9日制定)

(改正 昭和41年5月28日)

(改正 平成7年2月21日条例第1号)

宮崎県北部広域行政事務組合同規約第12条第4項の規定に基づく職員の定数は、次のとおりとする。ただし、休職を命ぜられた者及び3月以上の長期療養者並びに臨時的に任用する職員は、定数から除外する。

理事会の事務部局に属する職員	15 人
監査委員の事務部局に属する職員	3 人

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和41年5月28日改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年2月21日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。